

【オーストラリア】授産施設障害者賃金追加支払い法

専門調査員 海外立法情報調査室主任 吉本 紀

* 全国に 193 ある授産施設で働く知的障害者の一部について賃金を追加的に支払う法律が制定された。2004 年から採用されていた賃金査定基準の適用に障害者差別禁止法違反に当たる部分があるという連邦裁判所の判決を受けた措置である。

1 法律の制定

2015 年 6 月 30 日「2015 年授産施設障害者賃金追加支払い法」(Business Services Wage Assessment Tool Payment Scheme Act 2015。以下「追加支払い法」とその関連法が裁可・施行された。法案が下院に提出されたのは 2014 年 6 月であったが、上院においてさまざまな議論があり、政府も修正案を提出するなどして、成立したのは 2015 年 6 月 17 日であった。

Business Services とは、障害者を雇用して事業を行う非営利の事業所である(法令上は Australian Disability Enterprises (ADEs) という)。障害者サービス法に基づき連邦が財政支援をする。全国に 193 (支所も含め 325 か所)あり、約 2 万人の障害者を雇用している。食品・工業製品の製造から、庭園整備、梱包、クリーニング、デジタル化作業などのサービス業までの幅広い一般の商業活動を行う。

2 法律制定の背景にある制度

労働に制約のある障害者に対する就労支援策として、1990 年代から、障害支援年金等の所得保障と労働による賃金保障を組み合わせ、一般就労移行へのインセンティブとする政策がとられてきた。この場合の賃金水準には、同種の業務の一般の賃金水準を基に障害者の生産性等を考慮して就業能力を査定し、それに比例して減額する (pro rata wage) という方法がとられる。

査定に当たり依拠する基準については、複数の査定方法が考案され、現在は業種によって異なる 30 種の方法が「2010 年保護雇用サービス裁定」(Supported Employment Services Award 2010)として公正労働委員会に登録されている。このうち授産施設以外の一般労働市場で多く適用されているのは「能力査定型賃金制度」(Supported Wage System (SWS))である。また、授産施設で最も多くの障害者に適用されてきたのが「授産施設賃金査定基準」(Business Services Wage Assessment Tool (BSWAT))で、2004 年に導入され対象者は約 1 万 5 千人に上り、これが追加支払い法の対象となった。

BSWAT は生産性要素と適格性要素とからなり、適格性要素はさらに 8 つのユニットからなる。8 つのうち 4 つは全ての者に適用され、他の 4 つはいくつかの業種に限って適用される。これらは個々に数値化され総合されて査定率が決まる。対象者はまず技術・経験・能力により初級的な 1 級から 7 級までのいずれかに割り振られた後、各級ごとに査定される。この制度は、人事専門家や経営者には評価され、障害者支援団体などには必要な就労能力以外のことを計測しようとしていると批判されて、導入当初から議論が絶えなかった。

3 BSWAT を違法とした判決

ADEs で働く 2 人の知的障害者が自らが受けた査定を不服として起こした裁判で、2012 年 12 月連邦裁判所合議体法廷は、BSWAT が原告に課している適格性要素が障害者差別禁止法に違反する雇用における間接差別であると判示した。

その趣旨は、対象業務が判断を殆ど要しない基礎的日常的反復業務とされ、それを前提に賃金が設定されている 1 級に割り振られている者に対し、BSWAT の適格性要素を適用することによって、他の級でも使用されている基準を使って、1 級に求められていない能力を要求し、それに応えられないと他の査定方法では見られないような厳格さで減額をしていると認定し、この適用が原告に障害者差別禁止法（第 6 条（間接差別）、第 15 条（雇用における差別））で禁止されるべき不利益をもたらしている、というものである。

連邦政府は最高裁に上訴したが却下された。2013 年 12 月には ADEs で働く知的障害者に対する差別であるとする集団訴訟が提起された。また 2014 年 4 月、連邦人権委員会は、政府が BSWAT の使用を止め SWS 等の他の査定方法に移行することなどを条件に、移行準備に要する一定期間 ADEs が BSWAT を使用することができるよう障害者差別禁止法の適用除外とすることを決めた。以上のような動きの後に追加支払い法案が連邦議会に提出された。連邦政府は、代表訴訟で争うこともできたが、立法的解決を図った。

4 連邦政府の対応

連邦政府は、3 で紹介した判決の効果が及ぶのは原告 2 人に限られ、適格性要素による評価そのものの意義を肯定する姿勢は崩さないものの、全ての関係者が納得できる査定方法を構築することとした。もっともそれには時間を要するので、BSWAT を採用してきた ADEs が他の方法に移行するために必要な予算と法的技術的支援を用意した。さらに、2004 年 1 月 1 日から 2014 年 5 月 28 日の間のいずれかの時期に、ADEs で就業し BSWAT の適用を受けた一定の範囲の知的障害者に対し、生産性要素のみで査定されたなら受け取ったであろう賃金と実際に受け取った賃金との差額の 50%に、この間の物価変動と税額を調整した額を加えた額を追加支払いすることとした。追加支払い法及び政令は、こうした措置を受けることができる者の資格要件及び申請（2016 年 5 月 1 日までに登録し同年 11 月 30 日までに申請する）・審査・算定方法・法的助言の仕組み等の手続を定めたものである。連邦政府は、2016 年にこの法律をさらに改正して、前述の 50%を 70%にすることを表明している。70%は集団訴訟の原告側が和解の条件として提示している率である。

参考文献（インターネット情報は 2016 年 1 月 21 日現在である。）

- ・連邦議会の法案サイト<http://www.aph.gov.au/Parliamentary_Business/Bills_Legislation/Bills_Search_Results/Result?bId=r5269> ; 連邦社会サービス省の関連サイト<<https://www.dss.gov.au/disability-and-carers/programmes-services/for-people-with-disability/bswat-payment-scheme>>
- ・BSWAT 以前の歴史と SWS について、中川純「オーストラリアにおける障害者に対する賃金政策と所得保障制度の展開：障害年金（DSP）と能力査定型賃金制度（SWS）の成立」『中京法学』Vol.49 No.1・2, 2014, pp.1-64. <http://www.chukyo-u.ac.jp/educate/law/academic/hougaku/data/49/12_p001.pdf>